

「「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」の公表について」へのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙 1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	当協会から提出した意見・質問	金融庁の考え方
1	本資料で提示された有効性検証は、3線態勢における2線によるモニタリングや3線による監査でも実現できるように考えます。 2線・3線で有効性検証がされている場合は、上乘せして新たな対応を求められているものではないとの理解で良いでしょうか。	33 本文書は GL と異なり、金融機関等が有効性検証を実施するに当たって参照する金融庁としての考え方等を示したものです。 なお、本文書の位置付けについては、本文書の「Ⅱ．本文書の目的・位置付けー2．位置付け」に以下のとおり記載しておりますのでご参照ください。 （「Ⅱ．本文書の目的・位置付けー2．位置付け」より抜粋） GL ではⅡ章「リスクベース・アプローチ」とⅢ章「管理態勢とその有効性の検証・見直し」にて「対応が求められる事項」を定めており、複数の項目でマネロン等対策の有効性検証を実施することを金融機関等に求めている。金融機関等は、GL の「対応が求められる事項」への対応として有効性検証を開始しているが、有効性検証の実施範囲や実施方法等は、金融機関等の直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて、各社で検討するものである。有効性検証の対象となる業務や実施に当たってとりうる手法等は多岐にわたると思われるところ、2025 年 3 月現在、マネロン等対策における有効性検証の取組みを開始して日が浅い金融機関等も多いことから、金融機関等が実施に当たって参照するための金融庁としての考え方等を本文書にて示すこととする。

No.	当協会から提出した意見・質問	金融庁の考え方	
2	有効性検証は、例えばリスク低減措置を講じている部署が自ら行うことは否定されていないとの理解で良いでしょうか。	10	有効性検証の実施範囲や実施方法等は、金融機関等の直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて、各社で検討するものと考えております。 有効性検証の実施主体については、脚注8に記載のとおり、「自社の業務を理解し、有効性検証を行うことができる最低限の知識を有していれば、必ずしも検証対象の業務から独立していることが必要とはならない」と考えています。 また、内部監査部門においては、脚注10に記載のとおり、「第1線や第2線から独立した立場で、有効性検証に関しても、その計画・実施・改善対応の適切性を確認する必要がある」と考えています。